

1. 開設者の名称など

- ・開設者 長浜市 市長 浅見 宣義
- ・開設年月日 平成18年2月13日
- ・所在地 滋賀県長浜市八幡東町632番地

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称など

事業所名	長浜病院訪問看護ステーション
指定番号	2560390078号
所在地	滋賀県長浜市大戌亥町313番地
管理者	河野 智一
連絡先	電話：0749-65-4751 FAX：0749-65-4788
通常の事業の実施地域	長浜市内

(2) 職員の職種、員数、職務の内容 (令和 年 月 日現在)

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者(看護師)	1名		従業者の管理および業務管理
看護師	名	名	訪問看護業務
理学療法士等	名	名	リハビリ業務
事務職員		名	事務業務

3. 事業の目的と運営方針

訪問看護ステーション事業(以下「事業者」という)は、要介護または要支援状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活の支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復、利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を目的としています。この目的に沿って、以下の運営方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

- ① 訪問看護は、利用者の心身の特性を踏まえ、住み慣れた地域社会や家庭で療養できるよう家族とともに支援し、心身の機能の維持回復を図るとともに、その生活の質を確保するための支援を行います。
- ② 事業の実施にあたっては、要介護者または要支援者の家庭などでの生活を継続させるために立案された居宅サービス計画または介護予防サービス・支援計画に基づき、利用者および扶養者(ご家族)の希望を十分に取り入れながら訪問看護計画書・介護予防訪問看護計画書を作成します。また、その内容については、同意をいただき交付いたします。

4. 営業日時

営業日および営業時間

営業日・時間	月曜日 ～ 金曜日 午前8時30分 ～ 午後5時15分 (ただし、土曜日は要相談)
休日	土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
緊急時の対応のため24時間対応体制をとっています	

5. サービス提供内容

- ① 病状観察および管理
- ② 清潔の管理および援助
- ③ 褥瘡(床ずれ)の処置
- ④ カテーテルなどの管理
- ⑤ リハビリテーションに関すること
- ⑥ 食事(栄養)の管理および援助
- ⑦ 排泄の管理および援助
- ⑧ 家族その他の介護者に対する指導および相談
- ⑨ 終末期の援助
- ⑩ その他主治医の指示に基づくもの

6. 利用料金

- ① 介護保険からの給付サービスを利用する場合の自己負担額は、原則として基本料金の1割、一定以上所得のある方は2割となります。また、65歳以上(第1号被保険者)であって、現役並みの所得のある方は3割となります。

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は、全額自己負担となります。

- ② 利用料金は、「重要事項説明書別紙」で示す基本単位および加算単位の合計に10,21円を乗じた額の1割または2割または3割の額となります。ただし、実際の請求時には、端数処理の関係上、誤差が生じる場合があります。

介護保険制度では、地域ごとの人件費等の差を調整するため、「地域区分」を設け、「単位」制を採ることにより、地域ごと、サービスごとの単価を決めています。

長浜市は地域区分7級地のため、厚生労働省が定める10,21円での換算になります。

- ③ 基本単位および加算単位は、厚生労働大臣が告示で定める単位であり、改定された場合は、これらも自動的に改定されます。その場合は、事前に書面でお知らせします。

7. 利用料の支払い方法

1) 毎月15日前後に、前月分の訪問看護利用料の納入通知をお渡しします。

2) 利用料のお支払いは、原則、口座振替による支払いとさせていただきます。

利用料は1ヵ月単位とし、当該月の利用料は、翌月28日（休日及び祝日の場合はその翌日）に利用者が指定する口座から振り替えます。

※ゆうちょ銀行は利用できませんのでご注意ください。

8. キャンセルについて

指定訪問看護または指定介護予防訪問看護の利用中止については、訪問当日の営業開始時間（午前8時30分）までにご連絡いただければ、予定されたサービスを変更または中止することができます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。（連絡先：65-4751）

例：訪問前日午後5時15分まで

9. サービスの利用について

(1) サービスの変更

① 事業者は、利用者の必要に応じてサービスの内容を変更します。

② 利用者は、契約時に取り決めたサービスの内容から変更が必要となった場合、新たに「重要事項説明書別紙」に同意していただく必要があります。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合、希望する日の1週間前までに別途文書にて解約できます。

② 事業の縮小やその他やむを得ない事情により、事業者の都合でサービスを終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知いたします。

③ 以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合

・利用者が死亡した場合

・利用者が介護保健施設に入所した場合

・その他、本契約に基づきサービス提供を継続することが不可能または著しく困難となる特段の事情があるとき

④ その他、事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合または利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、利用者は別紙「訪問看護解約申出書」で事業者へ通知することによって直ちにサービスを終了することができます。

⑤ 事業者は、利用者、身元保証人またはご家族等が、故意にハラスメント等の法令違反その他著しく常識を逸脱する行為を事業者およびその職員に対して行い、事業者の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、適切なサービスを提供することが困難であると認めるときは、文書による通知によりこの契約を解除することができます。

10. 緊急時の対応について

利用者の病状に、急変その他緊急の事態が生じた場合は、必要に応じて主治医、または協力医療機関や介護支援事業者へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

- ①事業者は、サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族・居宅介護支援事業所及び市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事業者は、前項の事故により利用者に賠償すべき損害が生じた場合は、所定の手続きを行い、損害賠償を行います。

12. 秘密保持、個人情報の利用について

- ①事業者の職員は、業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密保持を厳守します。また、その職を退いた後においても秘密を漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
- ②事業者はサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、家族の同意の文書を受け取ります。

13. 高齢者虐待防止

事業者は、利用者などの人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、職員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者などの権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

14. 非常災害対策

事業者は、非常災害が発生した場合においても訪問看護事業が継続できるよう、他の社会福祉施設等と連携し、協力体制の構築に努めます。

15. 苦情申し立て窓口

長浜病院訪問看護ステーション 担当者：河野 智一	電話番号 0749-65-4751 8時30分～17時15分 (土・日・祝日を除く)
長浜市役所 介護保険課	長浜市八幡東町632番地 電話番号 0749-65-8285 FAX 0749-64-1437
滋賀県国民健康保険団体連合会事務局	大津市中央4丁目5-9 電話番号 077-510-6605 FAX 077-522-2628

16. その他

(1) 事業者は、看護学生の臨地実習受け入れ施設として協力をしております。学生の臨地実習は、以下の基本的な考えで臨むことにしておりますので、看護教育の必要性をご理解いただきご協力をお願いいたします。

なお、同行訪問する際には事前にご連絡いたします。

- ① 学生が看護援助を行う場合、事前にわかりやすく、十分な説明を行い、利用者または利用者のご家族の同意を得て行います。
 - ② 学生が看護援助を行う場合、事前に看護師の助言・指導を受けてから、安全性の確保を最優先にして進めます。
 - ③ 利用者および利用者のご家族は、学生の実習に関する意見や質問があれば、同行の看護師に直接尋ねることができます。
 - ④ 利用者および利用者のご家族は、学生の同行訪問に同意した後も学生が行う看護援助に対して無条件で拒否できます。また、拒否したことを理由に訪問看護上の不利益な扱いを受けることはありません。
 - ⑤ 学生は、臨地実習を通して知り得た利用者および利用者のご家族に関する情報について、他者に漏らすことのないようプライバシーの保護に留意します。
- (2) 訪問看護師は、利用者に対するサービスの提供にあたり、利用者もしくはその家族などからの金銭または物品の授受（茶菓子なども含む）をお断りします。
- (3) 訪問看護利用料の領収証は再発行いたしません。
- (4) 訪問看護サービス利用時は、ペットをリードでつなぐ、ゲージに入れるなど、サービス提供に支障が出ないようにご配慮願います。